

# 電波有効利用促進センター

(総務省総合通信基盤局電波部基幹通信室)

## 1. 事務・事業の概要

電波有効利用促進センターは、無線局の開設等に際して、既設の無線局との混信の可能性等について照会及び相談等に応じることにより、電波の有効かつ適切な利用に寄与することを目的として、総務大臣が一般社団法人又は一般財団法人を指定するもの。

## 2. 指定、登録等の基準

電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）

（電波有効利用促進センター）

第 102 条の 17 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、電波有効利用促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 混信に関する調査その他の無線局の開設又は無線局に関する事項の変更に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。
- (2) 他の無線局と同一の周波数の電波を使用する無線局を当該他の無線局に混信その他の妨害を与えないように運用するに際して必要とされる事項について、照会に応ずること。
- (3) 電波に関する条約を適切に実施するために行う無線局の周波数の指定の変更に関する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に関する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3～5 略

## 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 電波産業会	7010005 016769	平成 7 年 6 月	住所：東京都千代田 区霞が関 1 丁目 4 番 1 号 電話：03-5510-8590	電波法第 102 条の 17 第 2 項に掲げられている「電波 有効利用促進センター」の 業務を適正かつ確実に 行うことができると認め られるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
一般社団法人電波産業会 照会相談業務規程 別表第4号 <a href="https://www.arib.or.jp/service/gyoumu-kitei.html">https://www.arib.or.jp/service/gyoumu-kitei.html</a>	○電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号） 第51条の7第1項第4号  ○電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号） 第38条の（2）

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和6年9月1日現在）  
見直しを行った結果、特段の改善を要するものは無い。

7. 政策評価  
別添のとおり。